

令和3年度

津山市スマートエネルギー導入補助制度の手引き

津山市では、新エネルギーの導入に向けたさまざまな取り組みを進めており、太陽熱利用システム（自然循環型・強制循環型）、定置用リチウムイオン蓄電池（いずれも住宅用）を設置した方、及び電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、超小型電気自動車を購入された方を対象に、導入費用の一部を補助しています。

受付期間

2021年4月1日（木）～2022年3月25日（金）（土・日・祝日除く）

8時30分～17時00分まで（12時15分～13時15分を除く）

※申請は、先着順で窓口にて受付け、予算額に達し次第、終了します。

対象機器

超小型電気自動車以外の補助対象機器については、すべて未使用品であることが要件となります。機器ごとの要件については以下に示すとおりです。

○太陽熱利用システム（自然循環型・強制循環型）

- 1) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL 部品）認定を受けたものであること。
- 2) 保証書の日付が申請日の属する年度の前年度の3月26日以降であること。

例) ○ 保証書の日付：令和3年4月1日 → 申請日：令和3年4月2日

× 保証書の日付：令和3年3月1日 → 申請日：令和3年4月2日

○定置用リチウムイオン蓄電池

- 1) 一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）がネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業において補助対象としている機器であること。
- 2) 保証書の日付が申請日の属する年度の前年度の3月26日以降であること。

○電気自動車等

- 1) 一般社団法人次世代自動車振興センター（NeV）がクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金において補助対象にしている電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（普通自動車、小型電気自動車又は軽自動車に限る。）であること。
- 2) 申請日が車両登録完了から90日以内であること。

※新車のみ申請可能です。

○超小型電気自動車

- 1) 搭載された電池によって駆動された定格出力が0.25kWを超え、0.6kW以下の電動機を原動機とする四輪以上の車両で、内燃機関を有さないものをいい、標識交付証明書に「ミニカー」と記載されていること。
 - 2) 申請日が標識交付証明書の交付から90日以内であること。
- ※中古車も申請可能です。

補助金額

○太陽熱利用システム（自然循環型）

補助対象経費に5分の1を乗じた額（上限5万円）。

○太陽熱利用システム（強制循環型）

補助対象経費に5分の1を乗じた額（上限8万円）。

○定置用リチウムイオン蓄電池

補助対象経費に3分の1を乗じた額（上限12万円）。

○電気自動車等、超小型電気自動車

補助対象経費に2分の1を乗じた額（上限15万円）。

※ 補助金額の千円未満は切捨て。

対象者

○太陽熱利用システム、定置用リチウムイオン蓄電池の場合

- 1) 自ら居住する市内の住宅に機器を設置した方、または機器が設置された建売住宅を購入した方（個人に限ります。）
- 2) 市内業者と契約、または、施工により機器を設置した方
- 3) 過去に同一の住宅において、同種の補助金対象機器に係る補助金の交付を受けたことがない方
- 4) 市税等をすべて納めている方

○電気自動車等、超小型電気自動車の場合

- 1) 市内に住所を有する方（個人に限ります。）
- 2) 過去に同種の補助金対象機器に係る補助金の交付を受けたことがない方
- 3) 市税等をすべて納めている方
- 4) 機器を自ら使用する目的で購入した方。超小型電気自動車にあっては、標識交付証明書に所有者または使用者として申請者の氏名が記載されていること。

添付書類

すべての補助対象機器について、次の書類を提出すること。

- ① 補助対象経費の内訳が確認できる書類
- ② 市税等の滞納がないことを証する書類（申請日において発行日から3ヶ月を経過していない完納証明書の原本）
※転入した場合には、前住所地で発行したものを提出のこと。
- ③ 住民票の写し（原本）（太陽熱利用システム及び定置用リチウムイオン蓄電池は保証書の日付、電気自動車等は初度登録日、超小型電気自動車は標識交付証明書の日付以後に交付を受けたもの。）

補助対象機器ごとの提出書類は以下のとおり。

○太陽熱利用システム、定置用リチウムイオン蓄電池

- ① 保証書の写し（ない場合は、工事施工証明書[参考様式②]提出のこと）
- ② 設置後の建物全体及び機器の設置状況が確認できるカラー写真[参考様式①-1]
- ③ 機器の型式名、製造番号、製造年*が確認できるカラー写真[参考様式①-2]
※製造年が機器に記載されていない場合については、製造年を確認できる書類を提出のこと。
- ④ 市内業者が発行した領収書、または設置した施工業者が市内業者であることを証する書面[参考様式③]
 - ◇領収書の会社所在地が津山市でない場合は、本店・支店・営業所が津山市内にあることが判る書面（例：パンフレット等）
 - ◇本店・支店・営業所は無いが、展示場等があり津山市に法人設立（設置）届出及び申告を行っている場合は、同意書[参考様式⑥]
- ⑤ 工事内容証明書[参考様式④]
- ⑥ 機器が設置された住居の位置図

○電気自動車等、超小型電気自動車

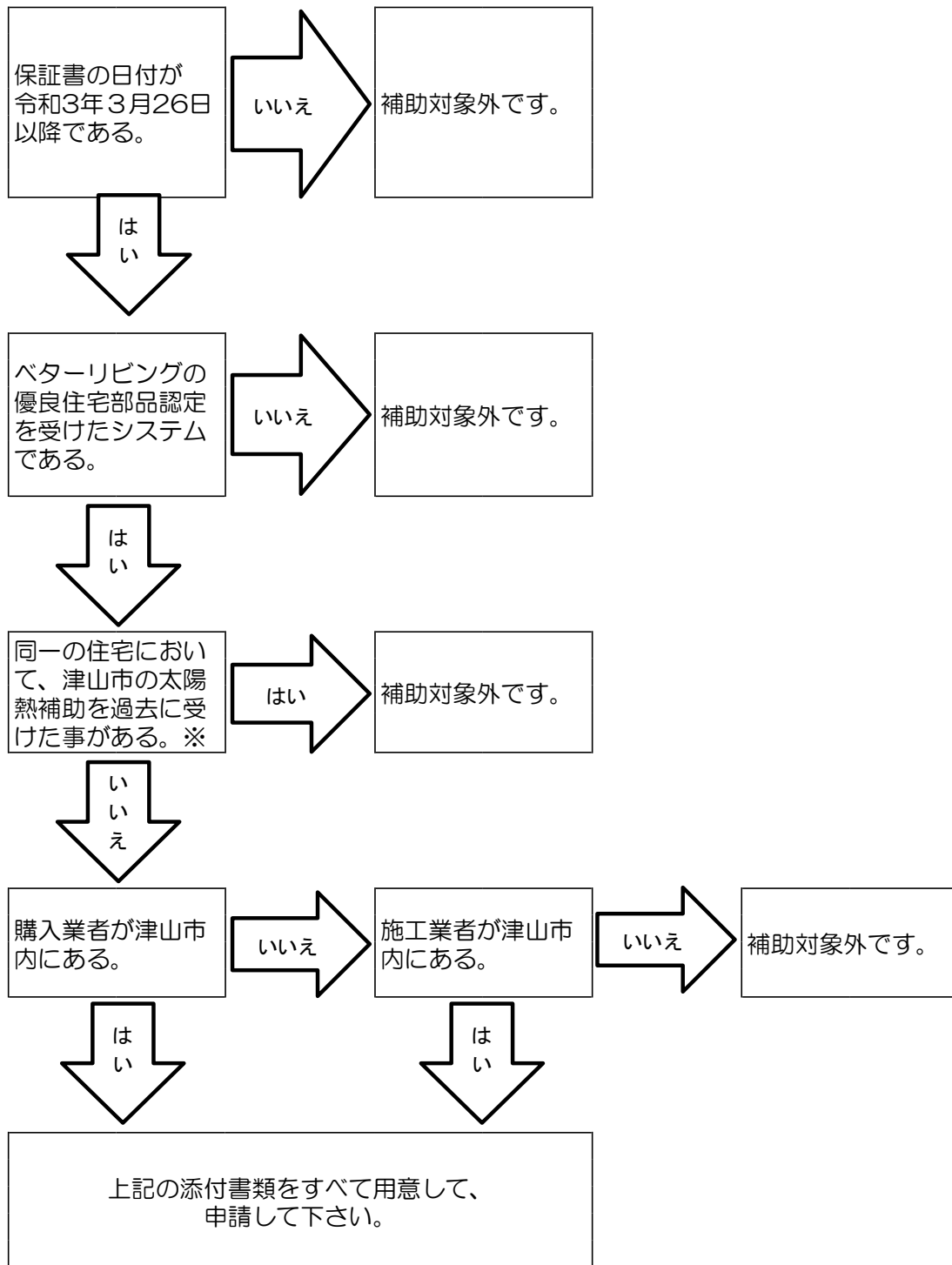
- ①自動車検査証の写し（電気自動車等の場合に限る）
- ②標識交付証明書の写し（超小型電気自動車の場合に限る）
- ③割賦販売契約書の写し（割賦契約を行っている場合に限る）
- ④代金を支払ったことが確認できる書類（領収書等）

留意事項

- 1) 書類の記載事項や添付書類等に漏れがないかご確認ください。書類の不備等があると、受付はできませんので、ご注意ください。
- 2) 令和3年度から一部書類（交付申請書兼報告書、工事施工証明書、市内業者施工証明書、工事内容証明書）について押印不要といたしました（押印を認めないという趣旨ではありません）。ただ

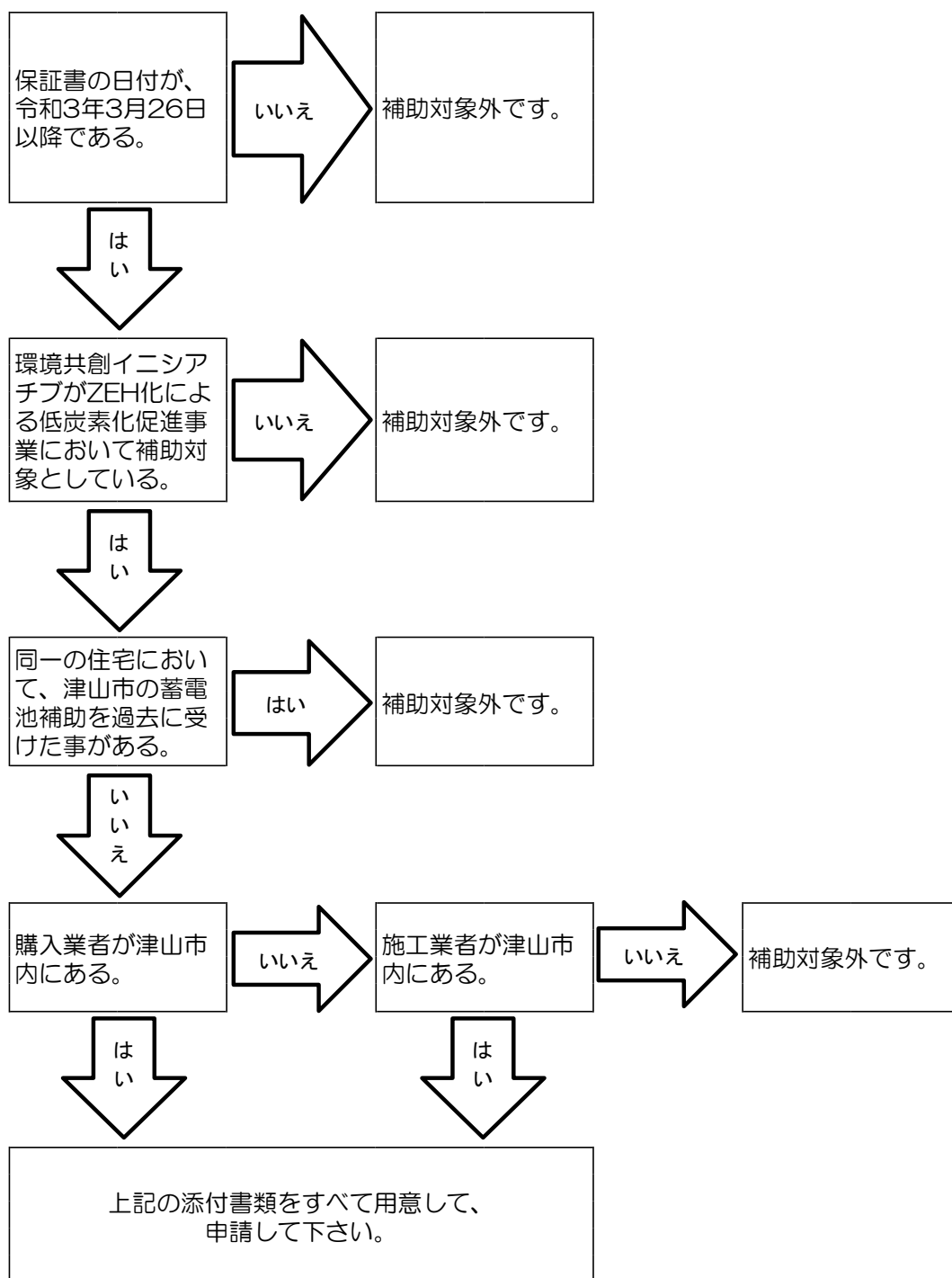
し、今年度に限っては前年度の申請書においても受付可といたします。

太陽熱利用システム 確認フローチャート

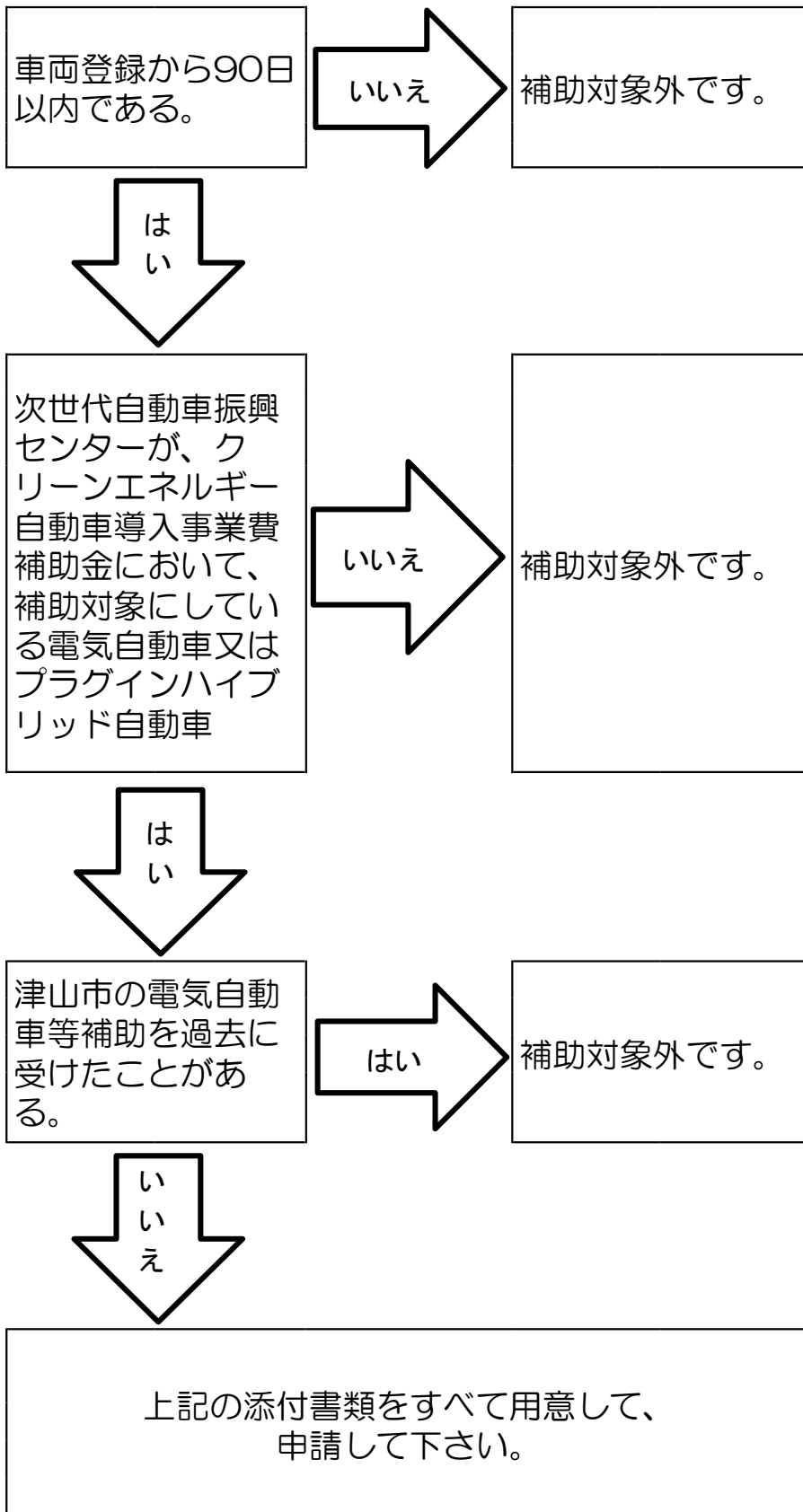


※異なる循環型の場合、再度の申請可能

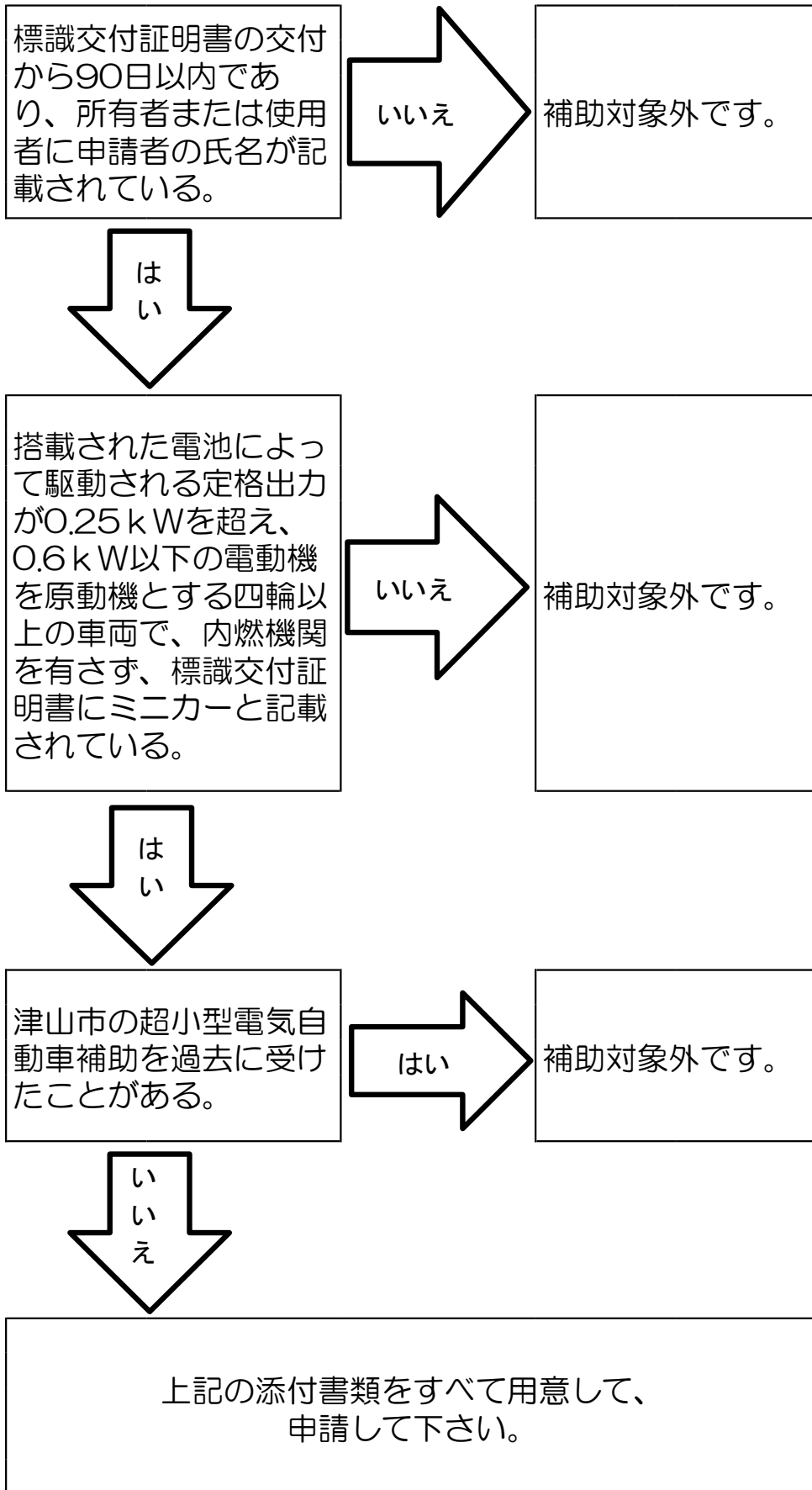
定置用リチウムイオン蓄電池 確認フローチャート



電気自動車等 確認フローチャート



超小型電気自動車 確認フローチャート



市内業者確認のための提出書類

